
平成 17 年度税制改正に関する要望

日証協・平 16 . 9

本協会、投資信託協会及び全国証券取引所は、今般、「平成 17 年度税制改正に関する要望」を取りまとめた。

本年の要望は、証券市場の活性化のための税制措置、特定口座等に関する税制措置、公社債取引に関する税制措置、投資信託等の活性化に向けた税制措置、確定拠出年金制度等に関する税制措置、その他の 6 つの柱で構成されている。

本年度の要望の全文は、以下のとおりである。

平成 17 年度税制改正に関する要望

平成 16 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

わが国経済の構造改革を円滑に推進し、デフレ経済からの脱却の兆しが見られる中で、景気回復をさらに本格的なものとするためには、証券市場の活性化が欠かせないものと考えます。

そのためには、これまでの「貯蓄から投資へ」の金融のあり方の転換を踏まえた「直接金融へのシフト」に向けて、既に国を挙げた総合的な取組みが徐々に実施・検討されつつありますが、政府において、「直接金融へのシフト」について具体的な目標を基に、施策が推進されることが望まれております。

また、本年 6 月に政府税制調査会・金融小委員会が公表した「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」におきまして、より一層「投資」を行い得る環境を整備する政策的要請があるとの観点から、金融所得課税について、利子所得も含め金融所得全般にわたり、中立性・簡素性を踏まえつつ、できる限り一体化を図るべきとの方向性が示されたことは、極めて意義深いものであると考えます。

証券界といたしましても、「貯蓄から投資へ」の流れをさらに確実にするため、引き続き、金融・証券商品の課税の一体化を進めるとともに、個人金融資産のうち株式等直接金融を支える商品の保有が欧米と遜色ない状況になるまでの間、時限措置とされている軽減税率について据え置くことや証券投資について一層優遇する措置が必要と考えます。さらには、証券取引による損益計算のインフラとして、既に特定口座制度が普及していることから、投資者の利便性にも配慮しつつ、特定口座制度のさらなる活用を推進していくべきと考えます。

つきましては、平成 17 年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現方につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

証券市場の活性化のための税制措置

- 1．株式等の譲渡損益の通算対象に、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、株式等の配当金、証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益を加えるとともに、当該損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること
(注1) 公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益を課税することに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること
(注2) 公社債及び公社債投資信託の譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施すること
- 2．損失の翌年以降への繰越控除期間を3年から5年程度に延長すること
- 3．株式等、株式投資信託を贈与・相続した場合における課税の軽減を図ること
- 4．上場会社等が破綻した場合、当該上場会社等が発行した株式等については、譲渡損として譲渡益課税の対象、さらには譲渡損失の繰越控除の対象に含めること
- 5．直接金融の確実な定着まで、上場株式等の譲渡による所得や配当所得に関する税率（10％）を継続するとともに、証券先物・オプション取引に係る所得についても軽減税率を適用すること

特定口座等に関する税制措置

- 1．特定口座について上場株式等、公募株式投資信託の譲渡損益等に限られている通算範囲を株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、上場株式等の配当金、証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益まで拡大すること
(注1) 特定口座の対象に上記の利子等及び配当等を加える場合、特定口座内における年間分の利益に対し一括課税が行えるよう源泉徴収の仕組みを見直すこと
(注2) 特定口座において管理することを条件として、個人の保有が制限されている公社債の保有を解禁すること
- 2．いわゆるタンス株について、少なくとも実際の取得日及び取得価額又は取得日が分かるものについては特定口座へ受け入れられるようにすること【期限切れ延長等要望】
- 3．株券等消費貸借取引に係る返還株券等を特定口座への預託の対象とすること
- 4．いわゆるラップ口座専用の特定口座を認めること
- 5．特定口座の取扱い業者に投資信託委託業者を加えること

公社債取引に関する税制措置

- 公社債の円滑な流通に資するため、公社債利子等に係る源泉徴収制度等の存在による市場分断を排除する税制措置を講じるとともに、公社債に係る譲渡制限を撤廃すること
上記が措置されない場合には、当面の間、次の措置を講じること
- イ 内国法人の受け取る国外発行債の利子について源泉徴収を免除すること
- ロ 非居住者・外国法人の受け取る振替債（国債以外の公社債）の利子について非

課税とすること

ハ 物価連動国債等について、オーバーパー償還部分に対する源泉徴収義務の廃止など、税制上の措置を講じること

投資信託等の活性化に向けた税制措置

1. 投資信託財産の統合にあたり、利益剰余金が存在する場合には、当該利益剰余金に係る（受益者に帰属すべき）課税を課さないこと
2. 公募証券投資信託に適用されている外国税額控除について、私募のファミリーファンド形態をとっている証券投資信託についても適用すること
3. 不動産投資法人等が現物不動産を取得する際に適用されている不動産取得税を撤廃すること。少なくとも平成17年3月31日まで適用されている不動産取得税の軽減措置を延長すること【期限切れ延長等要望】
4. 不動産投資法人に課される特別土地保有税を撤廃すること。少なくとも平成17年3月31日まで適用されている特別土地保有税の課税停止にかかる期限を延長すること【期限切れ延長等要望】
5. 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件については、その判定上、利益超過分配金額を分母の額に含めないよう手当てすること
6. 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件については、平成17年4月より強制適用される減損会計により生じた減損損失について損金算入を認めること
7. 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件の判定については、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金算入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること
8. 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち「事業年度の終了時において3人以下の投資主及びその特殊関係者により発行済投資口総数の50%超を保有されている同族会社に該当しないこと」の要件を撤廃すること
9. 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち資金借入に係る制限を撤廃若しくは緩和すること
10. 不動産投資法人及び証券投資法人等について、株式等に対して配当や有償減資等の課税の見直し、税制上の優遇措置（所得控除制度を含む）や相続・贈与等に係る軽減措置等が手当てされる際には同様の措置を講じること
11. 不動産投資法人の不動産等への投資の一環として、主として不動産へ投資している特定目的会社や現在議論されているLLC等の導管体への投資を柔軟かつ機動的に可能とするための税制上の手当てをすること

確定拠出年金制度等に関する税制措置

1. 特別法人税を撤廃すること【期限切れ延長等要望】
2. 拠出限度額を引き上げること
3. 制度上、企業型における従業員拠出が認められる際には、税制上の措置を講じること

勤労者等の金融資産形成促進のための税制措置

- 1 .従業員持株制度について会社が従業員に奨励金を付与した場合に、給与所得課税を非課税とする又は課税の繰延べを行うこと（日本版E S O P）
- 2 .株式累積投資（株式投資信託の累積投資を含む）及び従業員持株制度を利用した投資金額について、年間一定額を上限とし、所得控除制度を設けること

その他

- 1 .大幅な株式分割・単元のくくり直しによる新株券に係る印紙税の非課税措置を恒久化又は延長すること【期限切れ延長等要望】
- 2 .上場会社等による自己株式の公開買付けによる場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化又は延長すること【期限切れ延長等要望】
- 3 .特定中小会社の株式の譲渡益に対する2分の1課税の特例措置を恒久化又は延長すること【期限切れ延長等要望】
- 4 .振替債の利子に係る源泉徴収が免除されている内国法人の適用要件（資本又は出資の金額が1億円以上）を撤廃すること。少なくとも資本又は出資の金額が1億円以上の申請、確認事務につき簡素化を図ること
- 5 .非居住者・外国法人が保有する振替国債の非課税制度について、本人確認の要件を実情に即した制度に改正すること、並びに、適格外国仲介業者が特定振替機関等に振替国債の振替記載等を受ける際の要件を緩和すること
- 6 .非居住者・外国法人との債券現先取引について過少資本税制を適用しないこと
- 7 .大口個人株主が受け取る上場株式等の配当金について、株式投資優遇税制の対象とすること
- 8 .配当の二重課税を撤廃すること
- 9 .配偶者控除や扶養控除の判定基準となる「合計所得金額」に加算する譲渡所得等について、損失の繰越控除前の金額ではなく損失の繰越控除を適用後の金額とすること
- 10 .公募株式投資信託の収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書の受託銀行への提出を一ヶ月分まとめて提出できるようにすること
- 11 .公募株式投資信託の源泉徴収の不適用特例の対象に、特定口座への受入れの際に個別元本（手数料等含む）による場合か当初設定での取得金額を証明して受入れる場合に限り、本券入庫による受益証券も特例の対象に含めること

以 上